

内閣参質一九〇第三六号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出石垣島への自衛隊配備の問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出石垣島への自衛隊配備の問題に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省では「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」（平成二十五年十二月十七日閣議決定）に基づき、南西地域の防衛態勢強化の検討を進める中で、石垣島を自衛隊の部隊の配置先の有力な候補地と考えていたことから、平成二十七年七月、同島内において、様々な観点から現地調査を実施し、その結果等を踏まえ、同島における自衛隊の部隊の配置先等についての結論を得たところである。

今後、同省では、自衛隊の部隊の配置を念頭に置いている同島内の「平得大俣の東側にある市有地及びその周辺」をはじめとする住民等の理解と協力を得られるよう、石垣市を含む関係自治体の意見を踏まえ、適切に情報提供に努めてまいりたい。

四について

防衛省では、南西地域の防衛態勢強化に資する様々な方策を検討しているが、御指摘の「部隊」の石垣島又は宮古島への配置に向けた具体的な検討は行っていない。

五について

御指摘の「ティルト・ローター機」は、現在、陸上自衛隊に導入する垂直離着陸機V-22オスプレイを想定している。

六について

防衛省では、約百人の地対艦誘導弾部隊を含む五百人から六百人程度の隊員で構成される部隊の配置を念頭に置いているが、当該地対艦誘導弾部隊が保持することとなる誘導弾の数については、国の安全を害するおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

七について

お尋ねの「カレンダー」は、防衛省が自衛官等の募集業務の一環として作成したものであり、八重山防衛協会にも配布されたものと承知している。お尋ねの「関係」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同協会は任意団体として設立されると承知しており、同協会の活動について、政府としてお答えする立場はない。

八について

お尋ねの「関係」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「石垣島自衛隊配備推進協議会」は、任意団体として設立されていると承知している。また、お尋ねの「配付された小冊子の作成費等の支出元、及び配付の目的」について、政府としてお答えする立場にない。

九について

石垣島における自衛隊の部隊の配置に係る土地取得に関しては、防衛省沖縄防衛局において不動産売買の契約及び契約金額の支出の事務を行うことになる。

なお、同省では、施設整備等の具体的な検討作業を進めているところであり、お尋ねの土地取得経費の「予定金額」は確定していない。

十について

石垣島における自衛隊の部隊の配置に係る土地取得に関して、お尋ねの「予備費」や「報償費」を使用することは考えていない。

十一について

お尋ねの「八重山防衛協会幹部」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省としては、石

垣島における自衛隊の部隊の配置に関して、八重山防衛協会と適宜意見交換を行っているところである。
十二について

お尋ねのような新石垣空港や石垣港の利用について確たることを申し上げることは困難であるが、自衛隊の部隊の配置に当たっては、住民の生活や地域の振興にも十分配慮することが重要であると考えている。

十三について

防衛省は、石垣島への自衛隊の部隊の配置に併せて、同部隊の一部の隊員の家族が同島内に居住することを念頭に置いているが、同島への自衛隊の部隊の配置は、我が国への攻撃を抑止する効果を高めるほか、自然災害時に、自衛隊の部隊の迅速な派遣に資するものであり、「自衛隊員の家族を危険にさらすことにもなりかねない」との御指摘は当たらないものと考へる。

十四について

現時点において、お尋ねの「宿舎」に係る計画について具体的な検討は行つておらず、今後、部隊の配置に係る関係自治体等との調整状況を踏まえつつ、当該検討を進めることとなる。

十五について

現時点において、御指摘のような訓練の計画はない。

十六について

防衛省では、「平得大俣の東側にある市有地及びその周辺」における駐屯地の整備を念頭に置いた検討を進めているところであり、現時点において、お尋ねの「地番が候補地に該当するか否か」について、確たることを申し上げることは困難である。

